

561



別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和7年8月5日

群馬県知事 あて

主たる事務所 群馬県高崎市小八木町2027-4
所在地
名称 医療法人 はっとり皮膚科医院
理事長 服部 友保

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

- 注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。
- 2) この届出書には副本1部を添えること。



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 はっとり皮膚科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県高崎市小八木町 2027 番地 4

(3) 設立認可年月日 平成 12 年 7 月 6 日

(4) 設立登記年月日 平成 12 年 7 月 21 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	服部 友保	
理 事	服部 瑛	
同	服部 麻衣	
監 事	宇田川 圭子	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病 院	病院			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

診療所	はっとり皮膚科医院 【高崎市から 指定管理者 として指定 を受けて管 理】	1011011069	群馬県高崎市小八 木町 2027 番地 4	一般病床 療養病床 [医療保険 [介護保険 0床 0床 床] 床]
介護老人保健施設				入所定員 通所定員 名 名
介護医療院				入所定員 通所定員 名 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月23日 令和5年度決算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

法 人 名 医療法人 はっとり皮膚科医院

所 在 地 高崎市小八木町2027番地4

財 産 目 録

(令和 7年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	230,674 千円
2. 負 債 額	207,026 千円
3. 純 資 産 額	23,648 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,792
B 固 定 資 産	186,882
C 資 産 合 計 (A+B)	230,674
D 負 債 合 計	207,026
E 純 資 産 (C-D)	23,648

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人 はっとり皮膚科医院

所 在 地 高崎市小八木町2027番地4

貸 借 対 照 表

(令和7年5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	43,792	I 流動負債	14,419
II 固定資産	186,882	II 固定負債	192,607
1 有形固定資産	126,000	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	611	負 債 合 計	207,026
3 その他の資産	60,271	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	25,000
		II 積 立 金	-1,352
		純 資 産 合 計	23,648
資 産 合 計	230,674	負債・純資産合計	230,674

(注)経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、
代替基金の科目を削除すること。

法 人 名	医療法人 はっとり皮膚科医院
所 在 地	高崎市小八木町2027番地4

損 益 計 算 書

(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	156,618
2 事業費用	123,255
事業利益	33,363
II 事業外収益	10,091
III 事業外費用	1,866
経常利益	41,588
IV 特別利益	150
V 特別損失	517
税引前当期純利益	41,221
法人税等	211
当期純利益	41,010

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 はっとり皮膚科医院
理事長 服部 友保 殿

私は、医療法人はっとり皮膚科医院の令和6会計年度（令和6年6月1日から令和7年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年7月22日



法人名 はっとり皮膚科医院
所在地 群馬県高崎市小八木町2027-4

※医療法人整理番号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
委託契約	有限会社 アトリーベ	群馬県高崎市	12,536	病院経理事務の 受託	役員が株主総会 の議決権の過半 数を占めている 法人	病院経理事務の 受託他	22,835	買掛金	1,744

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

有限会社アトリーベへの病院経理事務の委託に関する取引価格は、市場実勢を勘案して決定し、支払い条件は翌月振込払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)